

世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業を募集します

「みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会」では、世界農業遺産に認定された「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用に関する取組を推進するため、世界農業遺産に関連する地域の自主的な活動に対して支援します。
■応募資格 田辺市及びみなべ町に活動拠点のある組織・グループ
■対象事業 世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用を推進する活動
■事業実施期間 補助金交付決定日（令和2年2月29日）
5月13日（月）～24日（金）17時「必着」に梅振興室（市役所別館2階）へ必要書類を提出してください。書類は、梅振興室で配布するほか、「みなべ・田辺の梅システム」専用サイトから取得できます。
選考方法等、詳しくは左記へお問い合わせください。
■みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会「事務局（みなべ町うめ課内）」
0739（33）9310
https://www.giahs-minabetanabe.jp/

田辺市国民健康保険運営協議会の委員を募集します

国民健康保険運営協議会とは、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置されている機関です。
■次のいずれにも該当する方
◇満20歳以上（平成31年4月1日現在）の方
◇田辺市国民健康保険にご加入の方
◇年数回、平日午後開催予定の協議会に出席できる方
■1名（委員総数18名中、被保険者代表委員6名のうち1名）
※選考委員会を設けて選考
■任期 3年（8月1日～令和4年7月31日まで）
5月31日（金）「必着」までに、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ「申込みの動機と国民健康保険に期待すること」をテーマにした800字程度の小論文に、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・職業を明記して、郵送又は直接お申し込みください。
■国民健康保険課庶務係（本庁舎2階）
〒646-8545 新屋敷町1-1
0739（26）9924

田辺市子ども・子育て会議公募委員を募集します

■会議では、「田辺市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の審議を始めとし、就学前の子供の教育・保育のあり方、その他、子育て支援に関するものを審議します。
■任期 6月～令和3年3月31日
◇市内にお住いの20歳以上（平成31年4月1日現在）の方で、任期中に数回開催される会議に出席できる方
◇国又は地方公共団体の議員及び職員でない方
■2名（応募者の中から選考により決定）
5月31日（金）「必着」までに「子育て支援について」をテーマにした、800字程度の小論文に申込書（住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・職業等）を添えて、郵送又は直接左記へお申し込みください。申込書等は、左記へお問い合わせください。
なお、提出された応募書類等は返却しませんのでご了承ください。
■子育て推進課（子ども家庭係）（市民総合センター1階）
〒646-0028 高雄一丁目23-1
0739（26）4927

男女共同参画推進員企画カジメン料理教室を開催します

5月25日（土）
10時30分～13時30分頃
■場内市民総合センター4階「料理実習室」
■「パパッと包む彩りメニュー」
初夏に食べたい、彩り豊かな食材を使ったヘルシーな料理です。しかも、意外と簡単におうちでできます。
◇メニュー トルティヤ（チキンの和風サルサソース、アボカドディップ）、キャロットラペ、うすいえんどうのスープ、チーズムース
■講師 田辺市食生活改善推進協議会田辺支部
16歳以上の方
20名「先着」
500円（当日受付でお支払いください。）
■会場 エプロン・三角巾・スリッパ・手拭きタオル
5月9日（水）から、左記へ電話又はEメールでお申し込みください。
■一時保育 無料。対象は小学3年生までで、定員は10名。5月14日（火）までにお申し出ください。
■男女共同参画センター
0739（26）4936
danjo@city.tanabe.lg.jp

自然観察教室の参加者を募集します

【春の生き物を観察しよう】
5月19日（日）
9時30分～14時30分
■場内秋津川（大沢）
9時30分までに備長炭公園園舎（植物・昆虫）・ビニール袋等
■服装 帽子・手袋
【初夏の海辺を楽しもう】
6月2日（日）
9時30分～12時
■場内天神崎
9時30分までに丸山の見える駐車場（天神崎の先端）
■園舎筆記用具・採集用具・ビニール袋等
■服装 帽子・長靴・手袋
【共通事項】
■講師 ふるさと自然公園センター専門員ほか
■対象 小・中・高校生・一般（小学生は保護者同伴）
■申込 前日まではがき又は電話・FAX・電子メールで住所・氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。
■申込 園舎と自然公園センター
0739（25）7252
hikiwa@mb.aikis.or.jp
■休毎週（月）（休館日が祝の場合はその翌日）、5月7日（火）、8日（水）

住宅耐震診断等の補助をします

■次の要件を満たす木造住宅、非木造住宅にお住まいの方
◇平成12年5月31日以前に着工（非木造住宅の場合は昭和56年5月31日以前に着工）
◇2階建以下
◇延べ面積200㎡以下
◇専用住宅・併用住宅
■耐震診断費用
■木造住宅 無料
■非木造住宅 8万9000円の補助
■補助金額
◇耐震改修工事補助金（現地建替を含む）
上限116万6000円
改修着手前に申請が必要です。
また、補助申請後、工事を完了しない限り補助金は交付されません。
◇耐震シェルター・ベッド購入・設置補助金
上限26万6000円
※令和2年3月2日（月）までに事業が完了すること
■募集件数「先着」
■耐震診断 200件
◇耐震改修工事補助（現地建替を含む） 35件
◇耐震シェルター・ベッド購入・

設置補助 2件

■募集戸数は、予算の都合により増減する場合があります。
■申込書にご記入の上、左記までお持ちください。申込書は、左記又は各行政局産業建設課（19ページ参照）で配布するほか、ホームページからも取得できます。
■園舎建築課 建築係（社会福祉センター1階）
0739（26）9935
http://www.tanabe.lg.jp/kenchiku/index.html
■一般曹候補生を募集します
5月25日（土）
■場内和歌山市 新橋ビル
■園舎筆記試験（国・数・英）、作文、適性試験
■園舎日本国籍を有し、自衛隊法第38条に該当しない方で、採用予定月に18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達しない方）
※採用予定月は、受付時にお知らせします。
■受付締切日 5月15日（水）
■園舎自衛隊和歌山地方協力本部田辺地域事務所
0739（24）6219

「国際交流音楽公演会2019」を開催します

5月12日（日）
13時30分（開場13時）
■場内紀南文化会館「小ホール」
■園舎パーカッション・ボーカルに長岡敬二郎さんをお迎えし、「魅惑のブラジルサウンド」心踊る情熱の歌」と題して音楽公演会を開催します。是非ご来場ください。
■園舎小学生以上
■園舎田辺国際交流協会
0739（33）9019
■園舎顕彰館へ行く！
■園舎【南方熊楠生誕記念イベント】
5月18日（土）
10時～16時30分（最終入館）
■園舎①南方熊楠邸の内部公開
②オリジナルグッズプレゼント（先着30名）
■園舎【連続休館のお知らせ】
5月の休館日 6日（月）、7日（火）、13日（日）、20日（日）、22日（水）～27日（月）
■園舎南方熊楠顕彰館
0739（26）9909

国民健康保険の特定健康診査(特定健診)及び健康チェック補助金をご利用ください。

受診方法等の詳細は、4月中旬に送付の「田辺市検診のお知らせ」をご覧ください。

【特定健診】

■期間 令和2年1月31日(金)まで

■身体計測・血液検査・心電図等、生活習慣病予防に着目した健康診査

【健康チェック補助金】

■期間 令和2年3月31日(火)まで

■国保人間ドック・脳検査・骨粗しょう症検査

※申込み及び受診の予約は必要です。16歳～74歳の田辺市国保被保険者

【保険証・印鑑、40歳以上の方は特定健康診査受診券と各種検診受診券をお持ちの上、左記又は各行政局住民福祉課(19ページ参照)で申請してください。】

※後期高齢者医療制度の被保険者も田辺市国保と同等の人間ドック、脳検査を受けることができます。詳しくは、保険課医療係(☎0739-26-9926)にお問い合わせください。

☎0739(26)9924

後期高齢者医療制度の健康診査を受けましょう

対象の方には、5月下旬に受診券をお送りします。

【医科健康診査】

■健診項目

◆基本項目 問診、計測(身長・体重・BMI・血圧)、診察、血液検査(脂質・肝機能・糖代謝)、尿検査

◆医師が必要と判断した方への追加項目 貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査

※既に同様の検査を受けている場合は、受ける必要はありません。※生活習慣病の治療等で定期的に医療機関を受診している方は、主治医に相談してください。

【歯科健康診査】

◆平成31年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方

■健診項目 問診、口腔診断、口腔機能検査

【共通事項】

■実施期間 6月1日(土)～令和2年2月29日(土)

■保険証・受診券・受診票(問診票)

■受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

■和歌山県後期高齢者医療広域連合

☎073(428)6688

ひとり親家庭等医療費助成制度が改正されました

配偶者のいない方等で、18歳以下(18歳到達日以後の最初の3月31日まで)の子供を扶養している方及びその子供に対し、医療費の助成を行っています。児童扶養手当法の一部改正に伴い、令和元年から、左記のとおり変更になりました。

■有効期限

◆改正前 8月1日～翌年7月31日

◆改正後 11月1日～翌年10月31日

■所得判定期間

◆改正前 当該年の8月1日～12月31日は前年の所得、1月1日～7月31日は前々年の所得

◆改正後 11月1日～12月31日は前年の所得、1月1日～10月31日は前々年の所得

■更新時期の変更

◆改正前 6月上旬

◆改正後 8月上旬

また、6月上旬に令和元年8月1日(土)～10月31日(土)の受給資格者証(又は停止通知)を送付します。その他、詳しくは左記へお問い合わせください。

■保険課医療係

☎0739(26)9926

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種を実施します

平成25年6月から積極的勧奨はしていませんが、平成25年4月から定期接種となっています。

接種希望者には依頼書を発行しますので、ご連絡ください。

積極的勧奨の再開は、ワクチンの安全性を確認でき次第、お知らせします。

市内に住民票のある中学1年生(高校1年生相当の女子)

■健康増進課母子保健係

☎0739(26)4901

おたふくかぜワクチンの接種を助成します

1人1回の接種費用を助成(自己負担金2000円が必要)

※1回目を自費で接種し、2回目の接種を希望する方も助成対象です。

16歳以上7歳未満の小学校就学前の市民(ただし、既におたふくかぜに罹患したことがある方は、接種対象となりません。)

助成を希望される方は、左記又は各行政局住民福祉課(19ページ参照)へお問い合わせください。

■健康増進課母子保健係

☎0739(26)4901

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施します

対象者が高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を希望された場合、市から助成がありますので下記の自己負担金のみで接種(期限は令和2年3月31日(火)まで)することができます。ただし、過去に肺炎球菌ワクチン(23価)を接種された方は対象となりません。

Table with 2 columns: 年齢, 生年月日. Rows include ages 65 to 100 and corresponding birth date ranges.

◆心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害(身体障害者手帳1級)を有する60歳以上65歳未満の方で、接種を希望さ

れる方は、事前に左記へご連絡ください。

※今年度の対象者には、5月下旬に案内を送付する予定です。任意接種歴については市で把握できませんので、案内を受け取られた方であっても、過去に肺炎球菌ワクチン(23価)を接種された方は対象となりませんのでご注意ください。

■自己負担金 3000円。ただし、生活保護受給者の方は、福祉課で発行する証明書をお持ちいただければ無料となります。

■実施医療機関等は、ホームページにも掲載しています。

■健康増進課健康管理係

☎0739(26)4901

◆各行政局住民福祉課

19ページ参照

☐ http://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/infuru.html

新元号「令和」・安藤家入城400年記念「紀州梅道中」藤巖神社梅干奉納を開催します

5月13日(日)

開場◆紀州梅道中(時代行列)14時50分～ 闘雞神社南西側馬場入口～藤巖神社

◆例祭(梅干奉納) 15時～ 藤巖神社

◆餅まき 闘雞神社境内

新元号「令和」・安藤家入城400年記念「紀州梅道中」藤巖神社梅干奉納を開催します

マイナンバーカードを使って、マイナンバー内の「子育てワンストップサービス」を利用すれば、児童手当(特別給付)の手続の一部(現況届・認定請求・額の改定の請求及び届出、受給事由消滅の届出等)がオンラインで手続きができます。サービスの利用には、マイナンバーカードに加え、スマートフォンやICカードリーダーライター・インターネットに接続されたパソコン等が必要です。

マイナンバーカードは、下記又は各行政局住民福祉課(19ページ参照)まで来ていただくか、オンラインでも無料で申請できます。

発行まで一か月程度かかりますので、お早めに交付申請をしてください。

◆新元号「令和」・安藤家入城400年を記念して、田辺に梅を広げた安藤直次公が祀られている藤巖神社の例祭に合わせ、時代行列を組んで梅干を奉納します。道中では梅干の振る舞い、奉納後に餅まきを行います。

■紀州梅の会事務局(梅振興室)

☎0739(26)9959

◆児童手当(特別給付)の手続がオンラインでできます

マイナンバーカードの申請

☐ https://www.kojinbangocard.go.jp

◆6月18日までの毎週(日)1日3回開催(10時～11時、13時30分～14時30分、15時～16時)

◆田辺税務署1階「会議室」(上屋敷2丁目10-46) 5月7日～21日・6月18日

◆田辺納税協会3階「会議室」(上屋敷2丁目10-49) 5月28日～6月11日

■事前登録が必要ですので、各開催日の原則1週間前までに、左記へご連絡ください。

■田辺税務署法人課税第1部門

☎0739(22)1250

軽減税率制度説明会を開催します

主な電話番号等

- 田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1
☎0739-22-5300(代) ☎0739-22-5310
- 市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎0739-26-4900(代) ☎0739-26-4914
- 龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376
☎0739-78-0111(代) ☎0739-78-0116
- 中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎0739-64-0500(代) ☎0739-64-0966
- 大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1
☎0739-48-0301(代) ☎0739-49-0359
- 本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219
☎0735-42-0070(代) ☎0735-42-0239
- 市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎0739-24-0011(代) ☎0739-24-7910
- 市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6
☎0739-24-6218(代) ☎0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド ☎0120-963-910
- 救急安心センター ☎#7119

休日急患診療

場田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
☎内科、小児科系、歯科の応急診療
☎☎9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、☎18時～21時30分も診療を行っています。）
☎☎0739-26-4909



モバイル用ホームページ



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」

市の人口
(平成31年3月末現在)

| | 前月比 |
|----|----------------|
| 男 | 34,741人 (-205) |
| 女 | 38,993人 (-172) |
| 計 | 73,734人 (-377) |
| 世帯 | 35,246世帯 (-38) |
| 出生 | 28人(男17女11) |



経済センサス・基礎調査を実施します

総務省で実施するこの調査は、我が国の全ての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を、全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

調査は、調査員が全国の事業所の活動状態を实地に確認し、新たに把握した事業所など、一部の事業所には調査票を配布することにより行います。

皆さんの調査へのご理解・ご回答をよろしく願います。

■調査期間 6月1日(土)～令和2年1月31日(金)

■調査対象 市内の事業所

■調査方法 調査員による外観調査(一部、調査票配布)

■調査員 調査員証・腕章着用、調査用タブレット端末携帯

※政府の統計調査を装った「かたまり調査」にご注意ください。不審に思われた場合には、「調査員証」の掲示を求めらるか、左記へお問い合わせください。

☎☎0739(26)9963

工業統計調査のご回答をお願いします

総務省・経済産業省では、製造業を営む事業所を対象に、6月1日(土)を基準日として工業統計調査を実施します。

本調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な統計調査です。調査結果は、産業政策・中小企業政策など、国や地方公共団体の行政施策のための基礎資料として、また、学術研究・市場予測などの基礎資料として幅広く利用されています。

工業統計キャラクター
コウちゃん、コウギーくん

なお、調査内容については、統計法に基づき秘密が厳守され、統計作成の目的以外に使用されることはありません。

調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしく願います。

☎☎0739(26)9963



軽減税率対策補助金が用意されています

☎☎今年の10月1日(土)に予定されている消費税率引上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率8%と10%、双方の商品を取り扱う事業者は様々な対応が必要になります。こうした事業者を支援するため、国から補助金が用意されています。レジ・システムの補助金については、補助の対象期間が、レジの導入・改修・支払い完了は9月30日(月)まで、受発注システムの交付申請は6月28日(金)までとなっていますので、お早めにご対応ください。

◇特集・消費税の軽減税率制度(政府広報オンライン)
☎☎https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeitsu/index.html

◇軽減税率対策補助金(軽減税率対策補助金事務局)
☎☎https://kzt-hojo.jp/

☎☎消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
☎☎0570(030)456

☎☎(土)☎(祝)除く9時～17時

◇軽減税率対策補助金事務局コールセンター
☎☎0120(398)111

☎☎(土)☎(祝)除く9時～17時

自家製梅酒を造る場合はご注意ください

酒税法の規定により使用できる酒類等に制限があります。

■使用できる物品 糖類・梅等

■使用できない物品 米・ぶどう(やまぶどうを含む)等

■使用できる酒類 アルコール分20度以上の酒類(使用前にアルコール度数をご確認ください。)

■その他

◇自家製梅酒等は、他人に提供・販売・譲渡することは禁止されています。

◇料飲店や旅館等で自家製梅酒等をお客様に提供する場合には、事前に書類の提出が必要となります。詳しくは、左記へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

☎☎0739(22)1250

☎☎http://www.rta.go.jp/index.html

里親相談会を開催します

里親とは、様々な事情のため家庭で暮らせない子供たちを自分の家庭に迎え入れて、温かい愛情と理解を持って育ててくださる方のことです。

■暮らしに欠かせない水

6月1日～7日は水道週間で暮らしに欠かせない水の大切さをこの機会に考えてみませんか。これからの季節は水の使用量が増え、7月から8月が最も多くなります。水を大切に使うために、身近にできることから、あなたも始めてみましょう。

■漏水に注意しましょう

ご家庭の水道設備は、皆さんに管理責任がありますので、もし漏

水が発生した場合、漏水分の料金は皆さんのご負担となります。家中の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイロットマークが回っていれば、漏水信号となります。

漏水を発見した場合は、田辺市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

■水道の修繕等について

市では、家庭内の水道の修繕を行っているません。こういった修繕や水道の新増設等の工事は、田辺市指定給水装置工事業者にご依頼ください。詳しくはホームページをご覧ください。

■消火栓の使用等による濁り水について

消火栓の使用や水道管破裂による漏水などがあると、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わり、水道水が赤茶色に濁ることがありますので、飲み水等への使用には十分ご注意ください。通常はしばらく流し続けるときれいになります。左記へご連絡ください。

☎☎0739(24)0011

※時間外
☎☎0739(24)7920

☎☎http://www.city.tanabe.lg.jp/suidou/index.html